

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和3年6月25日（金）午後6時30分～午後6時49分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐（教育長）

2 番委員 吉 田 眞 理（教育長職務代理者）

3 番委員 森 本 浩 司

4 番委員 益 田 麻衣子

5 番委員 井 上 孝 男

3 説明員等氏名

理事・教育部長 北 村 洋 子

教育部副部長 飯 田 義 一

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 高 田 秀 樹

教育相談担当課長 西 村 泰 和

教育指導課副課長(学事係長事務取扱) 常 盤 敏 伸

教育指導課指導主事 片 渕 徳 子

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 議事

日程第1 議案第21号 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について (教育指導課)

日程第2 議案第22号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則
(教育総務課・教育指導課)

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その7)

(教育部・文化部)

6 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 5月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…4番 益田委員、5番 井上委員に決定

(4) 日程第1 議案第21号 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について (教育指導課)

○教育相談担当課長 それでは、議案第21号「小田原市就学支援委員会委員の委嘱について」につきまして、私から説明申し上げます。

小田原市就学支援委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき設置されているものでございます。

このたび、小田原市就学支援委員会規則第3条第1項の規定に基づき、医師、学識経験者、管轄の児童相談所職員、特別支援学校教員、特別支援学級設置小学校長、中学校長、特別支援級の担任並びに教育委員会が必要と認める者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます25名の方々が、小田原市就学支援委員会委員として適任と思われまので、今年度委嘱いたしたく提案するものです。

なお、25名のうち9名の方は、小田原医師会などの関係団体から御推薦いただいております。

また、任期につきましては、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 日程第2 議案第22号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則 (教育総務課・教育指導課)

○教育総務課長 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案の説明の前に、このたびの押印の見直しに係る背景等について御説明します。国は、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たりまして、人と人との接触を減らすとともに、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組むこととなり、地方公共団体に対しても積極的に実施することを求められております。

本市におきましては、国の押印見直しに対する取組に準じまして、行政手続における市民等の負担を軽減し、市民等の利便性の向上を図ることを目的に、市民等から提出される申請・届出等の押印について積極的に見直しを図り、廃止に向けて検討することといたしました。

押印見直しの判断フローについて御説明しますので、7ページを御覧ください。これは、内閣府が作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の抜粋でございますが、本市におきましても、国のマニュアルに準じて、企画部を中心に「押印見直しにかかる実施要領」を策定し、見直し作業を進めております。

7ページの判断フローでございますが、押印見直しに当たっては、2つの基準で判断することとしております。基準①押印を求める趣旨の合理性の有無、として、押印を求める3つの趣旨、「本人確認」、「文書作成の真意確認」、「文書内容の真正性の担保」の3つに照らし

て、合理性があるかどうかを判断し、さらに合理性がある場合でも、基準②押印を求める趣旨の代替手段の有無、として、オンライン申請の場合のID、パスワードによる認証、メール申請の場合のアドレスの登録などの手段により代替可能であるかどうかを判断いたします。基準①で合理性を欠くもの、又は基準②で代替可能なものについては、押印を廃止することとしております。

それでは、2ページの議案説明資料を御覧ください。

改正案は、押印を廃止するために3件の教育委員会規則を一括して改正しようとするものでございます。

「内容」の1 小田原市教育委員会会議規則の一部改正につきましては、教育委員会に対する請願書について、請願者の押印を要するとする規定を削除するものでございます。

次に、2 押印省略に係る様式の整備につきましては、(1)学校教育法施行細則及び(2)小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則における申請書、届出書等の様式について、申請者名等記入欄の「㊟」の記載を削除するものでございます。

この規則の施行は、令和3年7月1日を予定しております。

なお、規則以外の訓令や要綱等に基づく手続についても、見直し作業を進めており、既に押印を廃止した手続もでございます。

また、学校現場においては、学校の業務効率化や保護者の利便性向上を図ることを目的に、規則等に基づかない学校・保護者間における提出書類についても、押印の見直しを進めているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その
7) (教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明いたします。資料1を御覧ください。

はじめに、1 前回の報告後の状況の(1)小田原市立学校の臨時休業でございますが、既に速報としてお知らせしている内容でございます。

5月26日に市立学校1校において、教職員2名と児童1名に感染が判明し、5月27日を全校の臨時休業としたところ、同校において、新たに児童2名の感染が判明したため、5月27日から6月1日までを全校臨時休業とし、児童が感染した一つの学年のみ6月9日まで学年閉鎖としました。

なお、感染者の症状については、教職員2名及び児童1名については軽症、新たに感染が判明した児童2名については無症状でございました。

現在既に学校は再開しており、該当の児童も登校しております。当該校には、6月2日から6月10日までスクールカウンセラーや心理相談員を学校に配置し、児童からの相談にあた

るとともに、児童に対し休業中の身体や心の様子を把握するためのアンケートを実施するなど、支援を行ってまいりました。また、当該校の再開に合わせて全学校に感染症対策の徹底を改めて依頼しております。

次に、(2)まん延防止等重点措置区域への追加に伴う措置でございますが、学校に対し、改めて感染症対策の再確認と徹底、突発的な臨時休業への備えとして、学習支援の対応準備を依頼したところでございます。

また、学校施設開放については、適切な感染予防対策を実施することを前提に使用を継続することとしましたが、夜間の使用については午後8時までに短縮しました。

次に、2 施設の利用状況でございます。まん延防止等重点措置期間中の文化部関係の施設でございますが、適切な感染予防対策を実施することを前提に使用を継続しております。閉館時間は、各施設で異なりますが、夜間の使用については午後8時までに短縮しているところでございます。

説明は以上でございます。

(質疑)

○益田委員 市立学校の臨時休業についてですが、スクールカウンセラーを6月2日から10日まで配置したということでしたが、その間に心理的影響等の相談とかはあったのでしょうか。

○教育相談担当課長 スクールカウンセラー派遣しての状況とお子さんの様子ということですが、学校長からスクールカウンセラー及び心理相談員の派遣依頼を受けまして2日から10日のうち7日間スクールカウンセラー及び心理相談員を派遣しました。6月8日につきましては、派遣はできなかったので、7日間ということになります。県のほうから中学校区で一人スクールカウンセラーが派遣されておりまして、それが週1回ということで、6月がちょうど水曜日にスクールカウンセラーが勤務しておりますので、水曜日以外のところをおだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」にいる心理相談員を派遣したということでございます。話によりますと、学校で直接的にスクールカウンセラーや心理相談員に相談した児童は数名いました。また、保護者の方からも電話及び面談での相談が数件ございました。

以上です。

○吉田委員 同じ件に関する質問ですが、相談に関して詳しい内容は言えないと思うのですが、相談があった場合、项目的なこと、何に関することでしたというような御報告はあると思うのですが、それはどのようなテーマというか内容だったのかというのは把握されておりますでしょうか。

○教育相談担当課長 お子さんに関わる詳しい内容ということになりますので、なかなか申し上げにくいところもあるのですが、コロナの関係での相談というよりも、日常的なところの相談が児童の方からはされていたということを聞いております。また保護者の方につきましては、コロナの心配ということで御相談をされたと聞いております。

○吉田委員 その相談があったということ把握したことによって、今後対策が必要とか、何か事前にできることがあるかもしれないというようなことにつながることはなかったのでしょうか。

○教育相談担当課長 今回の場合につきましては、つながるようなことはなかったのですが、やはり児童のコロナに関する心配や不安ということでは、大きく三つ心配されていたようで、面談等を担任の先生がされているという中で、話を聞いた中では、「自分はなっていないのか」という心配「なってしまうのではないか」という心配、そして、「なってしまった友達が心配」これが大きな心配ごとだったと聞いております。

○吉田委員 学校開放とか施設開放についてですが、適切な感染症予防対策ということを書いてありますが、具体的にはどんな対策を求めているのか教えてください。

○教育総務課長 これまでと同様の形になりますが、人数についても必要最小限に、飲食についても基本的には行わないように、あるいは、施設を使った後は消毒についても利用者に御協力いただくということをお願いしているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

7 教育長閉会宣言

令和3年7月27日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）